

平成 29 年度から eLTAX を導入した事業所様へのアンケートまとめ

平成 29 年度から eLTAX を導入した事業所様に、導入のきっかけや導入してよかったこと等、導入時のお話をお伺いしました！

平成 29 年度から eLTAX を導入した事業所様の声



1. 申告書等の発送作業の手間を省ける！

複数の地方公共団体に申告書等を提出するためには、それぞれの市町村窓口書類を提出する必要があった。そのため、提出書類の仕分けや封筒の準備、封入等の作業に複数人で時間をかけて行っていた。

導入後

全国の市町村受付窓口が 1 つになり、申告等の電子データをインターネットでポータルセンタに送信するため、**発送作業が簡素化した**。さらに、担当者 1 人で送信可能のため、**事業所全体の作業時間も大幅に減った**！

2. マイナンバーの管理をデータで行う！

マイナンバーの管理をどうしよう？

導入後

マイナンバーを**データで管理**できるため、書類紛失の心配がなくなる！
eLTAX の仕組みは複雑だと思ったが、しっかりとした仕組みのため、安心して使っている。
※ マイナンバーの通知については市町村によって異なります。



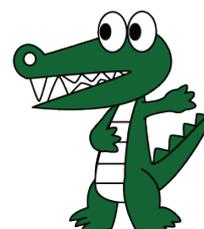
3. 導入 2 年目からメリットが増える！

eLTAX は導入がややこしそうで、とっつきにくい

導入後

導入時わからないことは多かったが、一般社団法人地方税電子化協議会（eLTAX の開発・運営を行っている法人）のヘルプデスクが丁寧でわかりやすかった。

初年度は市町村の登録が大変だった！だが、2 年目以降は新規の市町村登録のみになるので便利。
提出先の市町村数が多いほどメリットがある！



事業所 A 様の eLTAX 導入事例

① きっかけはマイナンバーの管理方法

11月上旬

マイナンバーを紙ベースで管理しない。

暗号化されたデータでマイナンバーを管理できる eLTAX を導入しようと社内で決まった。

② eLTAX ホームページにて利用届出を行う

③ PCdesk をダウンロード

PCdesk のダウンロードが難しく、時間がかかった。一般社団法人地方税電子化協議会のヘルプデスクへ電話にて問い合わせ、ダウンロードを行った。

④ 電子証明書の取得

12月中旬

法務省が運営する「商業登記認証局」にて取得。事前に必要書類を確認し、準備を行うことで、申請日から 1 週間弱で管轄する法務局にて電子証明書を取得できた。

⑤ 市町村登録

12月下旬から 1月上旬

提出先の市町村 300 弱を登録。2 年目からは、新規市町村のみ追加登録すれば良い！

⑥ 申告データを作成する際の不具合を解消

1月上旬から 1月下旬

PCdesk と事業所 A 様が使用していた給与ソフトウェアで、カナ文字や数字等の表示が異なるため、データを PCdesk に対応させる作業が必要になった。

⑦ 申告書等提出

1月下旬

※青色の文字をクリックしていただくと

eLTAX ホームページにつながります。

上記のお問い合わせ先

- ・財務部 市民税課
- ・住所：〒561-8501
豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
豊中市役所第一庁舎 2 階
- ・電話番号：06-6858-2133
- ・ファクス番号：06-6842-2797
- ・メールアドレス：shiminzei@city.toyonaka.osaka.jp

